

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）	1
二	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	11
三	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	14
四	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）	17
五	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）	20
六	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	21
七	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	25
八	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）	26
九	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）	29
十	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）	31
十一	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	34

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案新旧対象条文
 ○ 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>農業改良資金通法</u></p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、<u>農業者等に対する農業改良資金の融通</u>に関する措置を講ずることにより、<u>農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。</u></p> <p>（公庫が行う貸付け）</p> <p>第三条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）<u>第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>農業改良資金助成法</u></p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、<u>農業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。</u></p> <p>（政府の助成）</p> <p>第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する<u>農業改良資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることが</u></p>

若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）に対し、農業改良資金の貸付けを行うこと。

二 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第八条第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項、第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二二号に掲げる業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条

できる。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条において同じ。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金通法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金通法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業改良資金通法第三条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業改良資金通法第三条第一項に規定する業務」とする。

3 第一項の規定により沖繩振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付

けについての沖繩振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号、第三十二条第二項及び第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金通法」と、同法第十九条第一項第八号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業改良資金通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業改良資金通法第三条第一項に規定する業務」とする。

「削る。」

(貸付金の限度)

第四条 都道府県が行う前条第一項の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、農林水産省令で定める。

(貸付金の利率、償還期限等)

第四条 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限(据置期間を含む。第八条第一項において同じ。)は十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)以内、据置期間は三年(特定地域資金にあつては、五年)以内で公庫が定める。

〔削る。〕

(貸付けの申込み)

第五条 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、申込書に次条第一項の認定に係る農業改良措置に関する計画を添えて、公庫に提出しなければならない。

〔削る。〕

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(次項において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年(特定地域資金にあつては、五年)を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(新設)

(担保又は保証人)

第六条 都道府県が行う第三条第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受ける者に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付資格の認定)

第六条 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 (略)

第七条 (略)

(融資機関が行う貸付け)

第八条 公庫が行う第三条第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十三年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める。

2 第四条から前条までの規定は、融資機関が行う第三条第一項第二号の農業改良資金の貸付けについて準用する。

(政府が行う利子補給)

第九条 政府は、公庫が第三条第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を公庫と結ぶことができる。

(貸付資格の認定)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 (略)

第八条 (略)

(新設)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(一時償還)

- 一 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき。
- 二 償還金の支払を怠ったとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付の条件に

違反したとき。

- 2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降十五年以内とする。
- 3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。
- 4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

〔削る。〕

〔削る。〕

（支払の猶予）

第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（違約金）

第十一条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支

払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(特別会計)

第十二条 都道府県が、第三条に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条の規定による国からの借入金、貸付金及び都道府県が行う同条第二項の貸付けに係る資金（以下「貸付金等」という。）の償還金（前条の規定による違約金を含む。）並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等、借入金の償還金、第十五条及び第十六条第三項の規定による一般会計への繰入金、同条第二項の規定による納付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条に規定する事業に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

「削る。」

「削る。」

「削る。」

(政府貸付金の額等)

第十四条 政府が第三条の規定により貸し付ける資金(以下この条において「政府貸付金」という。)の額は、各年度において、都道府県が行う同条に規定する事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、昭和五十九年度までの国からの補助金及び前年度までの政府貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

2 政府貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理)

「削る。」

第十五条 都道府県は、前条第二項の規定により国からの借入金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

(納付金)

「削る。」

第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金等の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の合計額から第十四条第二項の規定により政府へ償還すべき額及び前条の規定により一般会計に繰り入れることができる額を控除して得た額の一部を、昭和五十九年度までの国からの補助金の額(次項の規定による納付金の額を除く。以下この項において「補助金残高」

という。)及び都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金の額(前条及び第三項の規定により特別会計から一般会計に繰り入れた金額並びに当該事業の全部の廃止後の同条の規定により特別会計から一般会計に繰り入れることができる金額を除く。)の合計額に対する補助金残高の割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、第三条に規定する事業の全部を廃止する前に、貸付金等の未貸付額の一部を政府に納付することを妨げるものではない。

3 都道府県は、前項の規定により政府に納付金を納付したときは、当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

(準用)

第十七条 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の農業改良資金の貸付けについて、第九条から第十条までの規定は融資機関について、第十四条第二項の規定は都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第十四条第二項中「償還方法」とあるのは、「償還方法その他必要な貸付けの条件の基準」と読み替えるものとする。

「削る。」

附則

附則

この法律は、公布の日から施行する。
「削る。」

1| この法律は、公布の日から施行する。

2| 農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十八号）の施行の際都道府県が昭和五十九年度に国から交付を受けた補助金を財源の一部として酪農及び肉用牛生産の振興及び合理化を図るため酪農経営若しくは肉用牛経営を営む者又はその組織する団体に無利子の資金を貸し付ける事業を行つている場合においては、都道府県は、当該事業に係る権利及び義務を特別会計に属させることができる。この場合においては、当該補助金及び都道府県の一般会計から当該事業の財源の一部に充てられた資金については、それぞれ第十六条第一項に規定する国からの補助金及び同項に規定する都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金とみなして同条の規定を適用する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条―第三十七条）</p> <p>第六章 罰則（第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>「削る。」</p> <p>（援助）</p> <p>第三十五条 国及び都道府県は、前条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条―第三十八条）</p> <p>第六章 罰則（第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の特別会計）</p> <p>第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。</p> <p>（援助）</p> <p>第三十六条 国及び都道府県は、第三十四条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p>

第三十六条 (略)

第三十七条 (略)

第六章 罰則

第三十八条 (略)

附則

(政府が行う利子補給等)

8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を公庫と結ぶことができる。

9 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七年以内とする。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないよう

第三十七条 (略)

第三十八条 (略)

第六章 罰則

第三十九条 (略)

附則

(株式会社日本政策金融公庫等に対する資金の貸付け)

8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、株式会社日本政策金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

9 前項の国の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(新設)

にしなければならない。

11| 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

12| 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

（新設）

（新設）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（經理の区分） 第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して經理しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農業改良資金に係る債務の保証の業務</p> <p>三 就農支援資金に係る債務の保証の業務</p> <p>四・五（略）</p> <p>（保険契約）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農業改良資金（農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（經理の区分） 第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して經理しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農業改良資金及び就農支援資金に係る債務の保証の業務（新設）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（保険契約）</p>

第六十六条 信用基金は、事業年度ごとに、次に掲げる者（以下「融資保険対象者」という。）を相手方として、融資保険対象者が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、信用基金と融資保険対象者との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

一・二 (略)

三 農林中央金庫

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

2・3 (略)

(保険金)

第六十八条 信用基金が第六十六条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から融資保険対象者がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

(回収)

第六十九条 融資保険対象者は、第六十六条第一項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第七十条 融資保険対象者は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険

第六十六条 信用基金は、事業年度ごとに、農林中央金庫及び次に掲げる者（以下「農林中央金庫等」という。）を相手方として、農林中央金庫等が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、信用基金と農林中央金庫等との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(保険金)

第六十八条 信用基金が第六十六条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫等がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

(回収)

第六十九条 農林中央金庫等は、第六十六条第一項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第七十条 農林中央金庫等は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険

金の額の当該保険金に係る第六十八条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

金の額の当該保険金に係る第六十八条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

○ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の貸付け）</p> <p>第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業（次項において「貸付事業」という。）を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>〔削る。〕</p>	<p>（国の貸付け）</p> <p>第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（都道府県の特別会計）</p> <p>第二十条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。</p> <p>（一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理）</p> <p>第二十一条 都道府県は、第十九条第三項の規定により国からの借入金償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰</p>

第二十条 (略)

(農業改良資金の貸付けの特例)

第二十一条 農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。)についての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)」とあるのは「十二年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「五年」とする。

「削る。」

第二十二條 (略)

り入れることができる。

第二十二條 (略)

(農業改良資金の貸付けの特例)

第二十三条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。)の償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第二十四條 (略)

第二十三条
(略)

第二十四条
(略)

第二十五条
(略)

第二十六条
(略)

○ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農業改良資金融通法の特例）</p> <p>第六条 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従つて持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」とする。</p>	<p>（農業改良資金助成法の特例）</p> <p>第六条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従つて持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。</p>

改正案	現行
<p>（目的） 第二百二十四条（略）</p> <p>2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>「削る。」</p> <p>三 （略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 米穀等（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条</p>	<p>（目的） 第二百二十四条（略）</p> <p>2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第八条第一項の規定により適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定による貸付け</u></p> <p>四 （略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 米穀等（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条</p>

第一項に規定する米穀等をいう。第二百二十七条第四項第一号ロにおいて同じ。）及び麦等（同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。第二百二十七条第四項第一号ロにおいて同じ。）の輸入に係る納付金の受入れ

（歳入及び歳出）

第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ハ (略)

「削る。」

二 歳出
イ〜ニ (略)

「削る。」

第一項に規定する米穀等をいう。第二百二十七条第五項第一号ロにおいて同じ。）及び麦等（同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。第二百二十七条第五項第一号ロにおいて同じ。）の輸入に係る納付金の受入れ

（歳入及び歳出）

第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ハ (略)

二 農業改良資金助成法第十四条第二項（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項又は米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による償還金（農業改良資金助成法第十六条第一項及び第二項（これらの規定を中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項又は米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による納付金を含む。）

ホ〜ト (略)

イ〜ニ (略)

ホ 農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸

ホシチ (略)

「削る。」

- 2| 前項第一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ホに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

3| 6| (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

- 第二百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第二百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付け及び同項第三号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充てるために要する経費とする。

付金

ヘシチ (略)

- 2| 前項第一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ホに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う農業改良資金助成法第三条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

- 3| 第一項第一号ホに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ヘに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

4| 7| (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

- 第二百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第二百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付け並びに同項第三号及び第四号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充てるために要する経費とする。

附則

(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等)

第四十条 (略)

2 第百二十七条第六項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。

3・4 (略)

附則

(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等)

第四十条 (略)

2 第百二十七条第七項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。

3・4 (略)

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	附則 第三十三条（略） 「削る。」
現 行	附則 第三十三条（略） 2 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

○ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農商工等連携事業計画の認定） 第四条（略）</p> <p>2 農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農商工等連携事業の内容（当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。）及び実施期間</p> <p>イ 中小企業者（<u>農業改良資金通法</u>（昭和三十一年法律第二百二号）<u>第三条第一項第一号</u>の農業者等（以下「農業者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあつては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）を含む。）の行う農業者等が実施する同法第二条の農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（農商工等連携事業計画の認定） 第四条（略）</p> <p>2 農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農商工等連携事業の内容（当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。）及び実施期間</p> <p>イ 中小企業者（<u>農業改良資金助成法</u>（昭和三十一年法律第二百二号）<u>第三条第一項</u>の農業者等（以下「農業者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあつては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）を含む。）の行う農業者等が実施する同法第二条の農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>

(農業改良資金融通法の特例)

第十一条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者(同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体(次号において「農業者等」という。)」とあるのは「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)」が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。))又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員(以下「構成員」という。))が同法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第七条中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)」とあるのは「認定中小企業者である申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその構成員)」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する農業者等(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

(農業改良資金助成法の特例)

第十一条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者(同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)」とあるのは「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)」が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。))又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員(以下「構成員」という。))が同法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同法第二条第二項中「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、同法第八条中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)」とあるのは「認定中小企業者である申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその構成員)」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する農業者等(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金融通法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」とする。

「削る。」

第十二条（略）
（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3
（略）

2 農業改良資金助成法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 | 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第十二条（略）
（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3
（略）

○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農業改良資金融通法の特例）</p> <p>第八条 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。次条及び第十条において同じ。）が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」とする。</p> <p>（林業・木材産業改善資金助成法の特例）</p> <p>第九条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次</p>	<p>（農業改良資金助成法の特例）</p> <p>第八条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。次条及び第十条において同じ。）が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次条及び第十条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。</p> <p>（林業・木材産業改善資金助成法の特例）</p> <p>第九条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項</p>

条において同じ。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生産製造連携事業計画の認定） 第四条（略）</p> <p>2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 生産製造連携事業の内容（当該生産製造連携事業に製造事業者又は促進事業者（当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）の行う農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良措置（第八条第一項において「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農業改良支援措置」という。）が含まれる場合にあつては、その措置の内容を含む。）及び実施期間</p> <p>四〇八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（農業改良資金融通法の特例）</p>	<p>（生産製造連携事業計画の認定） 第四条（略）</p> <p>2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 生産製造連携事業の内容（当該生産製造連携事業に製造事業者又は促進事業者（当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）の行う農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良措置（第八条第一項において「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農業改良支援措置」という。）が含まれる場合にあつては、その措置の内容を含む。）及び実施期間</p> <p>四〇八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（農業改良資金助成法の特例）</p>

第八条 認定生産製造連携事業計画に従って行う生産製造連携事業（以下「認定生産製造連携事業」という。）に農業改良支援措置が含まれる場合において、当該認定生産製造連携事業を行う認定製造事業者等（第四条第一項の認定を受けた製造事業者又は促進事業者をいう。以下この項において同じ。）又は認定製造事業者等が事業協同組合等若しくは促進事業協同組合等である場合におけるその構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等（同法第八条第一項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀の新用途への利用の促進に関する法律第二条第四項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。次号において同じ。）」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

第八条 認定生産製造連携事業計画に従って行う生産製造連携事業（以下「認定生産製造連携事業」という。）に農業改良支援措置が含まれる場合において、当該認定生産製造連携事業を行う認定製造事業者等（第四条第一項の認定を受けた製造事業者又は促進事業者をいう。以下この項において同じ。）又は認定製造事業者等が事業協同組合等若しくは促進事業協同組合等である場合におけるその構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）」とあるのは「同法第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等（同法第八条第一項の認定製造事業者等をいい、当該認定製造事業者等が同法第二条第四項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第四条中「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、「

2 農業改良資金融通法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものについて同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的條件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」とする。

同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金助成法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十七 （略）</p> <p>二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること。</p> <p>二十九〜八十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十七 （略）</p> <p>二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること。</p> <p>二十九〜八十七 （略）</p>